

仕様書

この仕様書は、「広島市立広島市民病院一酸化窒素投与装置賃貸借（単価契約）」について必要な事項を定めるものとする。

1 対象機器等

名称	設置場所
一酸化窒素投与装置 予定数量 4式 ・供給システム 一酸化窒素投与装置及び専用カート ・付属品 フィルターカートリッジ、インジェクターモジュール、酸素用DISSホース、IMケーブル、N ₂ チューブ、アイキャル他付属品一式 ・医薬品 吸入用一酸化窒素製剤（専用容器入り）	広島市立広島市民病院 広島市中区基町7番33号

本契約における一酸化窒素投与装置とは以下のものをいう。

- (1) 使用する機器は、一酸化窒素ガス管理システム（Mallinckrodt社アイノベントまたはアイノフローDS）であること。
- (2) 診療報酬（処置料J045-2）が算定できるもの。
- (3) 付属品、呼吸回路、消耗品を含むものである。

2 賃貸借料の算定

(1) 使用料

ア 使用料の算定に関して通常1患者あたり診療報酬点数表に定められた時間までを上限とする。1患者について継続して使用する場合は、使用開始から通算して上記上限時間以降の1か月間については使用料金の算定対象外とする。それ以降については、延長使用料として別途算定できるものとする。延長使用料については、別途賃借人賃貸人で協議する。

イ 使用料の算定は使用料単価に使用時間を乗じた金額とする。使用時間の算定は、患者ごとに専用用紙に記録された治療開始時刻から治療終了時刻までの時間数とする。なお、1時間に満たない場合は1時間に切り上げるものとする。

ウ 前項の使用が月をまたぐ場合、終了日時点で金額を算出し算定するものとする（ただし、3月分を除く）。

(2) 機器管理料金

ア 機器管理料金の算定に当たっては、次表のとおり支払対象とした合計時間数に応じて減額または無料とするものとする。

区分	支払対象とした合計時間数	減額後賃貸借料
1	100時間未満の場合	減額なし
2	100時間から200時間未満の場合	機器管理料金の賃貸借料から4分の1を減じた額
3	200時間から300時間未満の場合	機器管理料金の賃貸借料から2分の1を減じた額
4	300時間から400時間未満の場合	機器管理料金の賃貸借料から8分の5を減じた額
5	400時間から500時間未満の場合	機器管理料金の賃貸借料から4分の3を減じた額
6	500時間から600時間未満の場合	機器管理料金の賃貸借料から8分の7を減じた額
7	600時間以上の場合	無料

イ 賃貸人が賃借人に貸与した対象機器等の不具合等、賃貸人の責に帰すべき事由により一時的に代替機を設置する場合は、前記アの機器管理料金の算定に係る設置台数には含めないものとする。

(3) 特別設置料

上記 2-(2)-イ以外の事由により、賃借人が直ちに設置台数の増加を必要とする場合は、賃貸人は上記 2-(2)-アの機器管理料とは別に、特別設置料を賃借人に請求のうえ、増加分の対象機器等を設置する。特別設置料については、別途賃借人賃貸人で協議する。

(4) 延滞金

契約期間が満了したときは、賃借人はただちに対象機器等を賃貸人へ返還するものとする。

ア 設置場所から対象機器等を回収する作業は、事前に賃借人賃貸人にて回収方法を協議し、賃貸人の負担にて実施するものとし、賃借人はこれに協力するものとする。

イ 賃借人の責めに帰すべき事由により返還が遅延した場合は、賃貸人は賃借人に延滞金を請求し、賃借人はこれを賃貸人に支払うものとする。延滞金については、別途賃借人賃貸人で協議する。

3 貸与に関する留意事項

賃貸人は、使用済み機器を再使用して貸与する場合は、感染防止のため必要な消毒及び滅菌等の処理をあらかじめ行った上で貸与すること。

4 支払い要件

ア 賃貸人は、別表に定める各履行期間満了後、各々の提出期限までに、賃借人に対して、履行確認書に物件の使用明細及び物件使用等を確認したことを証明する書類を添付したものを実施報告書として提出し、確認を受けた後、別表（賃貸借料）の区分に応じ、賃貸借料の支払いを請求することができる。ただし、機器管理料金については、契約期間満了後に請求することができる。

イ 賃貸人は、上記 2-(3)による特別設置料が発生した場合には、賃借人に対して、機器管理料金とともに契約期間満了後に請求することができる。

5 引き継ぎ業務

賃貸人は、契約終了又は契約解除等により業務の賃貸人が変更になる場合、引継ぎ業務が円滑に行われるよう、新たな賃貸予定者に対して賃借人が指定する期間、引継ぎを行わなければならない。

6 その他

この仕様書に定めのない事項、または疑義を生じたときは、必要に応じて賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。

別 表（履行期間・提出期限）

回数	履行期間	提出期限
1	令和 7年 4月 1日から 令和 7年 4月30日まで	令和 7年 5月12日まで
2	令和 7年 5月 1日から 令和 7年 5月31日まで	令和 7年 6月10日まで
3	令和 7年 6月 1日から 令和 7年 6月30日まで	令和 7年 7月10日まで
4	令和 7年 7月 1日から 令和 7年 7月31日まで	令和 7年 8月12日まで
5	令和 7年 8月 1日から 令和 7年 8月31日まで	令和 7年 9月10日まで
6	令和 7年 9月 1日から 令和 7年 9月30日まで	令和 7年 10月10日まで
7	令和 7年 10月 1日から 令和 7年 10月31日まで	令和 7年 11月10日まで
8	令和 7年 11月 1日から 令和 7年 11月30日まで	令和 7年 12月10日まで
9	令和 7年 12月 1日から 令和 7年 12月31日まで	令和 8年 1月13日まで
10	令和 8年 1月 1日から 令和 8年 1月31日まで	令和 8年 2月10日まで
11	令和 8年 2月 1日から 令和 8年 2月28日まで	令和 8年 3月10日まで
12	令和 8年 3月 1日から 令和 8年 3月31日まで	令和 8年 3月31日まで